

## 静岡県障害者差別解消条例の施行状況

## 1 条例の概要

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を、平成29年4月1日から施行

章	項目	内容
総 則	基本理念	<p>障害者差別解消法等の趣旨にのっとり、次のような基本理念を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、<b>等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること</b></li> <li>障害があることに加え、女性であること、男性であること、年齢その他の要因が<b>複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること</b> など</li> </ul>
	県の責務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する<b>施策を策定し、及び実施する責務</b>を有する。</li> <li>県民、事業者及び関係団体は、障害者及びその障害に対する<b>理解を深めるよう努める</b>。</li> <li>県民等は、障害者等が<b>合理的な配慮を求めることができる社会環境の実現</b>に寄与するよう努める。</li> <li>県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合にあっては、<b>市又は町と連携する</b>。</li> </ul>
差別の禁止	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び事業者における<b>障害を理由とする差別を禁止する</b>。</li> </ul>
差別の解消の推進に関する施策	相談及び紛争解決等の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>相談員を配置するとともに、申立てのあった障害を理由とする差別について、「静岡県障害者差別解消支援協議会」が、助言・あっせんを行う</b>などする。</li> </ul>
	県民の理解及び関心の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者及びその障害に関する<b>正しい知識を県民が習得するための必要な施策、障害者の文化芸術活動・スポーツの参加の機会の確保、表彰等</b>を通じて、県民の理解及び関心の増進を図る。</li> </ul>
	県民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害を理由とする差別の解消の推進に関し、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、「<b>県民会議</b>」を開催する。</li> </ul>

## 2 条例の施行状況

### (1) 相談員の配置等 (条例第 12 条)

①静岡県障害者差別解消相談窓口 (平成 29 年 6 月 1 日設置)

項目	内容
運営受託法人	一般社団法人静岡県社会福祉士会
相談窓口	静岡県総合社会福祉会館 (シズウエル) 4 階 ・電話番号、FAX、メール
相談日時	週 3 日 (火・水・金曜日) 10:00~16:00 ※祝日及び年末年始除く
相談体制	専任の相談員 (社会福祉士) を 1 人配置
業務内容	・電話等相談、ケース支援、事例の分析、企業等への派遣

②相談件数 資料 3 - 2 参照

### (2) 助言又はあっせんの申立て (条例第 13 条~19 条)

助言・あっせんの申立ての前の段階で、協議・調整し解決に至っていることから、これまで 0 件となっている。

### (3) 県民の理解及び関心の増進 (条例第 20 条)

周囲のある人に援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及や、駅ホームでの転落防止や困っている障害のある人を支援する声かけサポーターの養成など、合理的配慮の推進に向けた取組等を実施

	H29	H30	R 元	R 2	R3
ヘルプマーク 推 進 (累計窓口配布数)	9,530 個	30,550 個	33,100 個	35,480 個	38,590 個
声かけサポ ーター養成	231 人	200 人	147 人	255 人	138 人
UD タクシー 導入促進助成	57 台	63 台	59 台	65 台	35 台
合理的配慮理 解促進助成	11 団体等	19 団体等	18 団体等	10 団体等	12 団体等

### (4) 文化芸術活動 (条例第 21 条)

2018 年に障害者文化芸術活動支援センターを開設し、相談支援、情報収集・発信、支援人材の育成、発表機会の創出などを実施。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため展示会が開催できなかったが、2021 年度は、東、中、西部各地区において開催。2020 年度に開設した WEB 美術館の取組も拡充し、リアルと WEB、それぞれの利点を活かした事業を展開するとともに、企業等が障害のある人の作品を有償で借り受け、その一部を作者に還元するまちじゅうアートの推進や、障害者芸術祭の開催などにより、障害のある人の文化芸術活動を支援。

### (5) 障害者スポーツ (条例第 22 条)

東京パラリンピックの自転車競技の本県開催を契機とし、パラサイクリングを中心としたパラリンピック競技の体験機会を増やし、県民の障害に対する理解促進と、障害者スポーツの裾野拡大を図った。

また、東京パラリンピックに本県から多くの選手を輩出するため、2017年度から2020年度まで40名の候補選手を指定して強化活動の支援を行った。大会では、本県に関係する選手は、11競技に15人が出場し、9競技で金メダル6個を含む計13個のメダルを獲得した。

(6) 表彰等 (条例第23条)

条例に基づき、県民の模範となる障害に対する理解を深める取組や障害のある人とな  
い人の交流の機会を拡大する取組等を行った個人・事業者・団体等を表彰することによ  
り、差別解消の好事例の共有及び普及を推進する。

年度	H29	H30	R元	R2	R3
表彰者・団体数	—	8団体等	7団体等	7団体等	10団体等

(7) 障害を理由とする差別解消の推進に関する県民会議 (条例第24条)

県や市町、障害のある方や関係団体だけでなく、県民が一体となって「オール静岡」  
で障害を理由とする差別解消を推進するため、条例に基づき、「障害を理由とする差別解  
消推進県民会議」を開催する。

年度	H29	H30	R元	R2	R3
県民会議参加団体数	227団体	233団体	249団体	266団体	267団体
県民会議開催日(出席者)	6/15 (207人)	9/3 (162人)	9/6 (158人)	8/31 (15人) ※	10/25 (20人) ※

※令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、表彰式のみ実施

## 令和3年度「障害者差別解消相談窓口」の相談状況について

- 令和3年度の相談件数は37件で、その他の相談を合わせると122件となった。

## 1 相談件数

- R3の障害を理由とする差別に関する相談件数は37件で、昨年度と比較して7件減少した。
- その他の相談と合わせると、R3の総相談件数は122件となった。

(単位：件)

年度	障害を理由とする差別に関する相談				その他	合計
	県専門 相談窓口	県	市町	計		
H28		20	56	76	27	103
H29	21	27	42	90	112	202
H30	31	22	21	74	110	184
R元	12	11	24	47	102	149
R2	21	8	15	44	84	128
R3	18	6	13	37	85	122
R3-R2	▲3	▲2	▲2	▲7	1	▲6

※「その他」は、福祉サービスや日常のお困りごとに関する相談など

## 2 分野

- 「その他」に関する相談が最も多く、次いで「医療」に関するものが多かった。

(単位：件)

分野	不当な差別的 取扱い	合理的配慮の 不提供	計
福祉サービス	2	0	2
医療	3	3	6
商品販売・サービス提供	2	2	4
労働及び雇用	1	3	4
教育	0	4	4
建築物の利用	1	0	1
交通機関の利用	0	1	1
行政	0	2	2
その他	10	3	13
計	19	18	37

### 3 発生地域別

- ・ 静岡圏域が最も多く、次いで志太榛原圏域と西部圏域が多かった。

(単位：件)

圏域名	件数	計								
		福祉サービス	医療	商品販売サービス提供	労働雇用	教育	建築物の利用	交通機関の利用	行政	その他
賀茂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熱海伊東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
駿東田方	3	0	0	2	0	0	0	0	1	0
富士	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	15	0	4	1	2	1	0	1	0	6
志太榛原	7	1	0	1	1	0	1	0	0	3
中東遠	4	0	1	0	0	1	0	0	1	1
西部	7	0	1	0	1	2	0	0	0	3
計	37	2	6	4	4	4	1	1	2	13

### 4 相談者

- ・ 本人及び家族からの相談が全体の約8割を占めた。
- ・ 行政からの相談は、主に、事業実施に当たっての合理的配慮の提供に関する相談であった。
- ・ 電話やメールによる相談が全体の約8割を占めた。(単位：件)

相談者	件数	比率
本人	24	65%
家族	7	19%
福祉団体・事業所	3	8%
企業	0	0%
行政	2	5%
その他	1	3%
計	37	100%

### 5 相談への対応

- ・ 全体の6割近い相談に対して、事実確認や対象事業者等との調整、相談者への助言など、窓口職員が解決に向けた対応を行っている。
- ・ このほか、労働及び雇用に関する相談に対し、労働局の相談窓口を御案内するなど、他制度の相談窓口と連携した対応も行っている。(単位：件)

相談への対応内容	件数	比率
事実確認、調整等直接対応	17	46%
対象事業者、行政機関と情報共有、調整、助言等	4	11%
傾聴のみ	0	0%
対応方法助言	3	8%
担当部署、窓口、他制度等紹介	6	16%
差別解消法等趣旨説明、資料提供	2	5%
その他	5	14%
計	37	100%

## 6 主な相談事例

No.	1	障害種別	分野	相談 時期	R3. 10	受付 機関	県
		身体障害	その他				
相談内容	<p>＜合理的配慮の不提供＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家試験の受験の際に、合理的配慮の提供について記載する欄があり、自宅に近い試験会場、もしくは、駐車場の確保等を依頼した。しかし、自宅から離れた試験会場であり、かつ駐車場はあるが、空いていない可能性もあり、その場合は、敷地外に自分で探してほしいと言われた。</li> </ul>						
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該所管機関に連絡をし、事情を確認。法の趣旨及び「相談者の希望」を伝え、再検討するよう依頼した。</li> </ul>						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者が希望する自宅に近い会場は、今回試験会場ではなかった。そのため、相談者が受験する試験会場の敷地内に、駐車場を確保し、会場案内が駐車場まで案内をするということで、双方合意した。</li> </ul>						

No.	2	障害種別	分野	相談 時期	R3. 4	受付 機関	県
		知的障害	福祉サービス				
相談内容	<p>＜不当な差別的取扱い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情緒面で安定を欠いた場合は、施設や送迎車の利用ができないと言われた。自分の子供は、重度の知的障害があり、障害の度合いに応じて、利用を制限されている。</li> </ul>						
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業所に連絡をし、状況を確認。新型コロナウイルス感染症への対応として通知を出した。利用できないという意図ではないものの、施設として誤解を与える言い回しになっていた可能性があるため、相談者に直接事業所から説明するよう依頼した。</li> </ul>						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所から直接相談者に説明し、相談者も通知の内容を理解した。</li> </ul>						

No.	3	障害種別	分野	相談 時期	R4. 2	受付 機関	県委託
		発達障害	労働及び雇用				
相談内容	<p>&lt;不当な差別的取り扱い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害であるため、勤務先の上司にはその旨は伝えている。しかし、複数の指示をされると覚えていられず、ミスをしてしまう。上司に悪気はないようだが、ミスをすると、大勢の前で叱責をされる。自分の特性が理解されていないため、適切な配慮を職場にしてもらいたい。</li> </ul>						
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者としては、あまり大事にはしたくないが、現状を少しでも改善してもらいたいという気持ちであることから、産業医や、発達障害に関する相談先や地域の相談支援先等を紹介した。</li> </ul>						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>普段相談をしているカウンセラーとも、相談内容を含めて話をし、相談者がベストだと思う方法を考えることとされた。</li> </ul>						

No.	4	障害種別	分野	相談 時期	R3. 7	受付 機関	市町
		身体障害 知的障害	建築物の利用				
相談内容	<p>&lt;不当な差別的取扱い（事前相談）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害を理由に運動施設の利用に対して条件を出された。</li> </ul>						
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設に対し、事情を確認したところ、条件の見直しについて検討がされていた。しかし、相談者との話し合いがされておらず、説明等も不十分であったため、法の趣旨について説明をし、相談者の話を聞いたうえで、適切な対応をとるよう求めた。</li> </ul>						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者と当該施設で話し合いがもたれ、条件について見直しがなされた。</li> </ul>						